

会議録(1)

会議の名称	第1回飯能市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和2年7月13日(月) 開会 午後3時00分 閉会 午後4時10分
開催場所	飯能市総合福祉センター 2階 視聴覚室
会長氏名	高橋 弘
出席委員	浅見 隆行 石田 賢一 大森 三起子 坂本 美津子 高橋 弘 角田 健一 双木 和宏
欠席委員	池田 徳幸 草地 未紀
傍聴者の数	1人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局	健康福祉部 部長 町田守弘 地域・生活福祉課 課長 竹井伸次 主幹 篠田治久 障害者福祉課長 課長 安藤礼子 主幹 山本賢 介護福祉課 課長 五十川美也子 主査 平沼正行 主査 栗島祐介 主事 脇坂風花

会議録(2)

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 飯能市成年後見制度利用促進審議会条例について
- 5 会長及び副会長選任
- 6 協議事項
 - (1) 成年後見推進事業の進捗状況について
 - (2) 法人後見事業の実施状況について
 - (3) 成年後見支援センターの実施状況について
 - (4) 飯能市成年後見制度利用促進基本計画のあり方について
- 7 閉会

会議録(3)

発言者	発言内容
五十川課長	(開会) 町田部長より委嘱状交付
町田部長	(あいさつ)
平沼主査	飯能市成年後見制度利用促進審議会設置条例について説明
五十川課長	会長及び副会長の選任について 会長及び副会長の選任について、委員の互選となっています。どなたがよろしいでしょうか。
双木委員	事務局の方で腹案があればお願いします。
五十川課長	事務局としては、飯能市市民後見制度推進審議会から継続のため、会長は高橋委員、副会長は大森委員ではいかがでしょうか。
委員全員	異議なし ー承認ー
高橋会長	(あいさつ)
大森副会長	(あいさつ)
高橋会長	傍聴について ー承認ー
	最初に、「(1) 成年後見推進事業の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。
平沼主査	(資料に基づき説明：資料1-1) 質疑なし
高橋会長	「(2) 法人後見事業の実施状況について」事務局より説明をお願いします。

平沼主査	(資料に基づき説明：資料1-2)
浅見委員	市民の活動人数が7名で、14名の受任を担当しているのでしょうか。
平沼主査	お質しのとおりです。
浅見委員	続けて、63名の方が名簿登録となっておりますが、活動者は内7名ということで、他の方の活用についてはどうなっているのでしょうか。
平沼主査	令和元年12月末時点では、63名の方に飯能市市民後見人の名簿登録をしていただいております。令和元年度は6名の方に新たに登録をしていただきました。名簿登録をしていただいた後に、社会福祉協議会の法人後見担当者として活動をしていただくことになっています。63名の名簿登録者全員が既に担当者になっているという訳ではないですが、現在、活動をしている担当者7名が75歳に到達したところで交代となるため、社会福祉協議会と面談をして、次期担当者の候補者として期待をしています。
坂本委員	受任者が14名となっておりますが、法人後見の利用希望人数も把握しているのでしょうか。
平沼主査	社会福祉協議会への委託事業のため、細かな人数は把握していません。また、社会福祉協議会の法人後見以外の専門職への受任、あるいは他の法人後見への受任を裁判所の方で決定しているため、飯能市で成年後見制度を利用される方がどのような状況でいるのかは把握していません。
坂本委員	現場で働いている者として、現場では社会福祉協議会の法人後見にお願いしたいという声が挙がっています。ただ、挙がってはいるものの、社会福祉協議会の方で対応できないため依頼できない現実もあります。社会福祉協議会の現状がどうなっているのか、ご検討いただきたいです。
双木委員	先日、社会福祉協議会の法人後見運営委員会に1件かけ、現在受任への準備をしているため、受任者が15名になってきます。今後、どこまで社会福祉協議会で受任できるか、不安なところです。 現在、社会福祉協議会の正職員3名が飯能市市民後見人と連携して

	<p>活動しています。法人後見の担当者となる飯能市市民後見人は7月1日に3名増員して10名で活動し、そのチームで法人後見を行っています。しかしながら、今後20件、30件と受任を増やしていくことは難しく、そこが課題と考えています。</p>
高橋会長	<p>課題に感じているのは、社会福祉協議会の職員のマンパワーということでしょうか。</p>
双木委員	<p>そのとおりです。</p>
角田委員	<p>病院の入院患者にニーズはあるため、マンパワー不足ということであれば仕方ないですが、社会福祉協議会で法人後見を受任していただければありがたいです。</p>
大森委員	<p>今後、成年後見制度のニーズは増えていくと考えます。限り無く増やせばいい訳ではないですが、もう少しマンパワーを増やすために、予算をつける等あると思いますが、ご検討いただきたいです。</p>
高橋会長	<p>8万人規模の自治体で、2年に渡る市民後見人の養成講座というハードルを越えた63名の市民の方が、市が直接管理する名簿に登録されている例は、全国的にみてもあまりないことです。市民もやる気があり、社会福祉協議会にとっても、この制度の枠組みに問題はなく、マンパワーの点で非常に苦勞をされているということがこの審議会で明らかになったのではないのでしょうか。こういった点を、市で取組を強化していただきたいと、会長として考えます。</p>
	<p>「(3) 成年後見支援センターの実施状況について」事務局より説明をお願いします。</p>
平沼主査	<p>(資料に基づき説明：資料1-3)</p>
大森委員	<p>成年後見についての相談を、成年後見支援センターで受け付けているということの広報は行っているのでしょうか。</p>
平沼主査	<p>飯能市及び社会福祉協議会のホームページに掲載しています。また、成年後見に関する相談は、市窓口でも受け付けが可能で、地域にあっては、各地域包括支援センターで相談会も実施しており、関係課と情報共有を行っています。</p>

高橋会長	<p>飯能市には、自治体が設置主体となった飯能市成年後見支援センターが既に設置されています。厚生労働省の資料を見たところ、飯能市は成年後見支援センターがあるにも関わらず、中核機関が設置されていないことになっていました。確認したところ、権利擁護センターとして申告されているので、そちらに分類しているだけであり、飯能市の場合は、広報・相談の二つの機能が推進されていることは明らかなので、飯能市から中核機関であると申し出があれば、中核機関になるとのことでした。その辺りを整理して情報を流していただくとよろしいかと思います。</p>
浅見委員	<p>飯能市は広いのでなかなか大変かと思いますが、成年後見の支援をするに当たり、例えば、名栗・吾野地区など山間地域を含めた広範囲に渡った活動はしているのでしょうか、それとも市街地に集中しているのでしょうか。</p>
平沼主査	<p>委員お質しのとおり、飯能市は市街地から山間地域まで、広域的に市民が生活をしています。山間地域については、社会福祉協議会に委託している成年後見支援センターという機能ではなく、地域包括支援センターあるいは在宅介護支援センターなどの相談機関が、成年後見が必要な方の相談受付、あるいは相談をつなぐという形をとっています。出張版の相談会も現在実施ができていないため、地域包括支援センターが、成年後見が必要な方の発見・発掘を行っている状況です。</p>
浅見委員	<p>社会福祉協議会の法人後見で受任している14名も、市街地に住んでいる人に偏っているのでしょうか。</p>
双木委員	<p>受任している14名は、施設や病院にいる方が多いですが、在宅で生活されている方は市街地の方が多いです。</p>
高橋会長	<p>「(4) 飯能市成年後見制度利用促進基本計画のあり方について」事務局より説明をお願いします。</p>
平沼主査	<p>(資料に基づき説明：参考資料及び資料2) (2) 成年後見制度利用に関連する高齢者の現状と課題について説明</p>
山本主幹	<p>(3) 成年後見制度利用に関連する障害者の現状と課題について説明</p>
高橋会長	<p>国の方では、まずは中核機関を作ること、それから基本計画の中で一番重要なのが地域連携ネットワークを構築することになっていま</p>

	<p>す。</p> <p>昨年5月に北海道大学で日本成年後見法学会学術大会が開催され、そこで厚生労働省の担当者から、「地域連携ネットワークの構築に当たり最も重要なことは、既に新オレンジプランなどで地域において創設が進んでいる、医療・介護・福祉の連携の輪の中に司法関係者も入れていき、現にある社会資源を上手に活用しつつ、合理的かつ早期に、利用促進法に基づく基本計画による地域連携ネットワークを構築すること」との指摘がありました。従来からあるネットワークと融合をさせながら構築する流れを作っていただければと思います。</p> <p>具体的に市町村計画に定めるものとして四点整理していただいています。②チーム・協議会の具体化の方針については、チームとは何で、誰が責任を負うのかが現在課題とされています。そのため「③中核機関の整備・運営の方針」を②に変えていいかと思います。また、「④助成制度の在り方」についても、先ほどの社会福祉協議会のマンパワーの不足というところから考えると、これも③に変えていいかと思います。「②チーム・協議会の具体化の方針」については、④で最後に整理をしてもよいと思いますが、委員の皆様はいかがでしょう。</p>
石田委員	<p>初めてこの審議会に出席させていただいて一番感じたのが、どこを優先したらいいかが難しいということです。会長が言われたように、確かに中核機関の整備、助成制度の在り方が重要だと感じました。</p>
大森副会長	<p>日頃の業務での相談から、助成制度について気になっています。申立ての相談を受ける時に、資力が無い方の本人申立てを、弁護士が受けて法テラスに持ち込む事があり、本人申立てだと報酬助成がなく、社会福祉士が困るため受けられないとしています。そのため、報酬助成についてはぜひ進めていただきたいと思います。</p> <p>現在、中核機関の機能として全く手が付けられていないのが後見人支援ではないでしょうか。親族後見人の支援に手を付けられておらず、広報・相談・利用促進機能は手が付いているところなので、考えなくてはいけないのは、後見人支援をいつ始めるということかと思います。</p>
高橋会長	<p>助成制度のこととなると、予算をどうするかの問題になると思いますが、ふるさと納税の活用などはできないのでしょうか。今後の課題としていければと思います。</p> <p>審議会として、これから飯能市の基本計画策定に協力をして取り組むということを確認して議題を終了とします。</p>
五十川課長	<p>その他について、次回の審議会は12月頃を予定しているため、概</p>

大森副会長

ね1か月前に開催通知を送付します。

(閉会)

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

議長の署名
